「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定について

電離放射線障害の業務上外に関する検討会について

○　電離放射線により白血病を発症したとして労災請求が行われた場合、厚生労働省において、医学専門家による「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」（非公開）（座長：量子科学技術研究開発機構　明石真言）で検討した上で業務上外を判断。

（参考）昭和51年11月８日基発第810号「電離放射線障害に係る疾病の業務上外の認定基準について」

白血病の認定基準

①被ばく線量　：　５mSv×従事年数以上

②潜伏期間　　：　被ばく開始後１年を超えた後に発症

③対象疾病　　：　骨髄性白血病又はリンパ性白血病

※なお、電離放射線による白血病は、認定基準により厚生労働省で業務上外を判断することになっている。

検討結果について

○開 催 日　　平成29年12月12日

○検討結果　　東京電力福島第一原発事故後の作業従事者に発症した白血病について業務上との結論。

労災認定された事案について

○　労働者は40歳代の男性。

○　平成６年４月～平成28年２月のうち約19年３か月間電離放射線業務に従事。
（東電福島第一原発事故後の緊急作業は平成23年３月～平成23年12月の９か月間）

○　被ばく線量　約 99mSv　［うち事故後の作業 ： 約 96mSv］

○　東電福島第一原発において原子炉の各種機器等の保全業務及び東電福島第一原発事故後の緊急作業に従事した。
※緊急作業時には防護服・全面マスク等を着用。

東京電力福島第一原発事故後の作業従事者の労災認定状況

○　これまでに労災認定された東電福島第一原発事故後の作業従事者に発症した疾病は、白血病２件、甲状腺がん１件。